

九州大学商標取扱規程

平成25年度九大規程第42号
制 定：平成25年 9月30日
最終改正：平成27年 9月30日
(平成27年度九大規程第26号)

(目的)

第1条 この規程は、九州大学知的財産取扱規則（平成16年度九大規則第93号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、九州大学（以下「本学」という。）における商標の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商標 商標法（昭和34年法律第127号）に定める商標及び本学又はその組織若しくは役務の標章であつて、総長が商標に類するものとして定めるものをいう。
- (2) 登録商標 本学を権利者として商標法に基づく商標権の設定の登録を受けたものをいう。
- (3) 指定商標 登録商標ではない商標のうち、本学を出願人として商標法に基づく商標権の設定の登録を出願中であるもの、総長がそれに類する手続が係属中であると定めるものその他総長がそれらに類する保護が必要であるものとして定めるものをいう。
- (4) 商標権 商標法に定める商標権及び総長がそれに類するものとして定める権利をいう。
- (5) 部局長 規則第2条第4号に規定する部局等の長をいう。

(商標及び商標権に関する諸手続及び管理)

第3条 本学における商標及び商標権に関する諸手続及び管理は、九州大学学術研究・産学官連携本部（以下「本部」という。）において行う。ただし、次に掲げる業務は、広報部広報室において行う。

- (1) 商標登録の出願の申請（以下「登録出願申請」という。）又は商標権の存続期間更新登録の申請（以下「更新登録申請」という。）の可否に関すること。
- (2) 登録商標及び指定商標の使用の可否に関すること。

(商標の登録出願及び商標権の存続期間の更新登録申請手続)

第4条 職員等は、その職務に関し登録出願申請又は更新登録申請（以下「申請等」という。）が必要又は相当と思料するときは、先願等の状況及び商標登録又は商標権の存続期間の更新登録の要件を満たす書類を添えて、所定の様式により部局長に申請するものとする。

- 2 部局長は、前項に規定する申請等があった場合において、当該部局の業務運営上支障がないと認めるときは、教授会等の議を経て、所定の様式により総長に申請するものとする。
- 3 総長は、前項の申請等があったときは、九州大学広報本部規則第2条第4項に定める広報本部副本部長（以下「副本部長」という。）に申請等の可否について審査させるものとする。
- 4 副本部長は、前項の審査の結果を総長に報告するものとする。
- 5 総長は、前項の報告を尊重の上、当該申請等の可否について決定し、部局長に通知するものとする。
- 6 前項の場合において、申請等を可とするときは、本部は、速やかに当該登録出願又は更新登録申請の手続を行うものとする。
- 7 職員等は、第5項の規定によりその申請等を否とされた場合においても、総長の書面による許可を受けない限り、個人で申請等を行ってはならない。

(登録等の周知)

第5条 総長は、登録出願した商標について商標権を取得したとき、又は更新登録申請をした商標権について存続期間の更新登録が認められたときは、部局長に通知するとともに、適正な管理を図るものとする。

(登録商標の使用申請)

第6条 総長は、登録商標又は指定商標の使用の申し入れがあったときは、副本部長に当該申し入れに係る使用形態の適切性等について審査させるものとする。

2 副本部長は、前項の審査の結果を総長に報告するものとする。

3 総長は、前項の報告を尊重の上、当該登録商標の使用の申し入れの可否について決定するものとする。

4 前項の場合において、使用を可とするときは、本部は、速やかに使用を申し入れた者と使用条件等を協議し、使用許諾契約を締結するものとする。

5 前項の規定に基づく学外者への使用許諾は、原則として有償とする。ただし、総長が本学の広報のために特に必要又は相当と認める場合は、この限りでない。

(商標権の譲受)

第7条 職員等が既に保有する商標権について、当該職員等から譲渡の申し入れがあった場合の手続は、第4条の規定を準用する。この場合において、譲受補償額は、当該商標の出願及び維持に当該職員が既に支出を要した実費の相当額とする。

(準用)

第8条 外国の法令の規定に基づく商標又は商標権に相当するものに係る手続等の取扱いについては、第3条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、商標その他この規程に関連する事項の取扱いに関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第99号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第26号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。